

書式第 3 8

【書類名】 意匠登録料納付書  
(【提出日】 令和 年 月 日)  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【併合識別】 併合  
【併合件数】  
【意匠権者】  
【氏名又は名称】  
【納付者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
(【登録料の表示】)  
(【予納台帳番号】)  
(【納付金額】)  
【併合納付の明細】  
【意匠登録番号】  
【納付年分】 第 年分  
【納付金額】  
【意匠登録番号】  
【納付年分】 第 年分  
【納付金額】  
【意匠登録番号】  
【納付年分】 第 年分  
【納付金額】

〔備考〕

- 1 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 2 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を納付するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙又は現金納付に係る納付済証はそれぞれ別の用紙にはり、その上にその額を括弧をして記載（現金納付に係る納付済証については記載不要）し、別紙として添付する。特例法施行規則第40条第1項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には登録料の合計額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。意匠法第42条第5項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第1項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、

「（【納付金額】）」には、納付すべき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。

- 3 その他は、意匠法施行規則様式第18の備考1から4まで、6、7、10から12まで、19及び21並びに様式第19の備考1から3までと同様とする。この場合において、様式第18の備考12中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と読み替えるものとする。

（改訂令和6・1）